

点検結果の報告期間

防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果の報告期間	
(1)	イ 劇場等	1年に1回	
	ロ 公会堂等		
(2)	イ キャバレー等		
	ロ 遊技場等		
	ハ 性風俗特殊営業店舗等		
	ニ カラオケボックス等		
(3)	イ 料理店等		3年に1回
	ロ 飲食店等		
(4)	百貨店等	3年に1回	
(5)	イ 旅館等		
	ロ 共同住宅等		
(6)	イ 病院、診療所、助産所	1年に1回	
	ロ 自力避難困難者入所福祉施設等		
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等		
	ニ 幼稚園等		
(7)	学校	3年に1回	
(8)	図書館等		

防火対象物（消防法施行令別表第1）		点検結果の報告期間
(9)	イ 特殊浴場	1年に1回
	ロ 一般浴場	
(10)	停車場等	3年に1回
(11)	神社・寺院等	
(12)	イ 工場等	
	ロ 映画又はテレビスタジオ	
(13)	イ 駐車場等	
	ロ 航空機格納庫	
(14)	倉庫	
(15)	事務所等	
(16)	イ 特定複合用途防火対象物	1年に1回
	ロ 非特定複合用途防火対象物	3年に1回
(16の2)	地下街	1年に1回
(16の3)	準地下街	
(17)	文化財	3年に1回
(18)	アーケード	

は特定防火対象物 は非特定防火対象物

しない

粗雑な点検を行う事業者を選定しない

信頼できる点検事業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



させない

粗雑な点検をさせない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。*



※(平成11年消防予第145号)

ゆるさない

不適正な点検事業者をゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、維持義務違反として罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



罰則

維持義務違反

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金（消防法第44条第12号、第45条第3号）

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金（消防法第44条第11号、第45条第3号）

お問い合わせ

- 信頼できる点検事業者は、都道府県消防設備協会にお問い合わせください。

一般財団法人
日本消防設備安全センター
<http://www.fesc.or.jp>